

住友電工グループ

CSR調達ガイドライン

(2020年11月 改訂第3版)

 住友電気工業株式会社

調達お取引先へのお願い

住友電工グループは、社会的責任を自覚し事業活動を通じてよりよい社会、環境づくりに貢献したいと考えています。そのためには、私どもに製品・サービスを直接または間接的に提供いただくお取引先にも私どもと共に、社会的責任に資する活動に取り組んで頂くことが必要です。従いまして、ここに住友電工グループの調達お取引先へのお願い事項を纏めましたので、積極的な推進をお願い致します。また、皆様の調達取引先についても、皆様より本項目の取り組み要請をお願い致します。

1. 優れた製品・サービスの提供

住友電工グループは社会生活に有用かつ安全で、品質・コスト等あらゆる面でお客様に満足して頂ける製品・サービスを提供したいと考えています。そのため、お取引先には、私どもが求める仕様と安全基準、品質を満足する製品・サービスを市場競争力のある価格で、かつ納期を遵守し安定的に供給していただくようお願い致します。

2. 技術力の向上

住友電工グループはお客様のニーズを把握し卓越した独創性を発揮して、オリジナリティがある新事業・新製品の開発に努めます。そのため、私どもに製品・サービスを提供いただくお取引先にも、継続的な技術力の向上、新技術と新資材の開発、VA/VEの弛まぬ推進、提案をお願い致します。

3. 健全な事業運営の推進

私どもは、健全な事業経営状態のお取引先と継続的な取引を行い、相互協力・信頼関係を築いていきたいと考えております。従いまして、お取引先には経営方針・経営状況（財務状況を含む）の適正な情報開示をお願い致します。

4. 地球環境への配慮

私どもは、『持続可能な環境負荷の少ない社会を構築していく事が重要である』と考えています。お取引先にもこれをご理解いただき、地球的視野に立った環境保全活動を継続的かつ着実に推進して頂くとともに、「SEI購入品グリーン品質ガイドライン(*1)」の遵守をお願い致します。

(*1) 主要なお取引先には担当部門より配付させて頂いております。

5. 法令・社会規範の遵守と公正・適正な企業活動

お取引先が事業活動を行っている各国・地域の関連する法令（即ち、各国・地域の独禁法、商法、下請法、外為法、個人情報保護法、著作権法など）・社会規範の遵守をお願い致します。

6. 社会貢献と反社会的勢力の排除

より良い社会の実現に向けて、お取引先にはそれぞれの国、地域の文化・慣習を尊重し経済・社会の発展に貢献する活動の積極的な推進をお願い致します。

また、私どもは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体は断固として排除しなければならないと考えています。お取引先にもこれをご理解いただき、同様にご対応頂きますようお願い致します。

7. 人権・労働安全衛生への配慮

お取引先の事業活動において、基本的人権を尊重するとともに、安全第一を基本に健康で活力ある職場環境の構築に努めるようお願いします。

強制労働、非人道的な扱い、児童労働、差別、外国人労働者の不法就労を行わないとともに、賃金・労働条件を含む従業員の雇用条件や安全衛生基準は、事業活動を行う国や地域の法令を遵守したものとすることをお願いします。

また資源・原材料調達に関しては、コンゴ周辺諸国の紛争鉱物問題(*2)や、最悪の形態の児童労働問題が危惧されているコバルト関連ほか、紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)における人権侵害や労働問題など、経済協力開発機構(OECD)のデュー・デリジェンスガイダンス Annex II記載のリスクを考慮した調達活動を行うこととし、懸念がある場合には使用回避に向けた施策をお願いします。

(*2) コンゴ民主共和国およびその周辺諸国から産出される鉱物で、かつ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物

8. 情報開示とコミュニケーション促進

経営・財務・環境保全・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正しく適時に開示するとともに、社会とのコミュニケーションの促進に努めるようお願いします。

9. 秘密保持と情報セキュリティ

住友電工グループとの取引を通じ知り得た秘密情報は厳密に管理し、その保持に努めるとともに、私どもの了解なく公表しないようお願いします。

また、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対し防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理することをお願いします。

以上

発行年月 2020年11月
発行 住友電気工業株式会社